

「水とみどりの街みつかいどう再生プラン」変更申請 新旧対照表

(傍線の部分は変更部分)

旧	新
<p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 <u>茨城県水海道市</u></p> <p>3. 地域再生計画の区域 水海道市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標 水海道市は、旧くは市の中央を流れる鬼怒川沿いに河岸を築き、江戸と下総、下野、会津方面を結ぶ水上物資輸送ルートの中継地として、また内陸の筑波、結城を含む一大商業圏を形成する水運交通の要衝として栄えた水の都であった。 (略) (目標) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を <u>43.0%</u>から <u>57.2%</u> に向上)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業 <u>5 - 1 (略)</u> 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 [事業主体] いずれも水海道市</p>	<p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 <u>常総市</u></p> <p>3. 地域再生計画の区域 <u>常総市の区域の一部(旧水海道市の全域)</u></p> <p>4. 地域再生計画の目標 常総市は、旧くは市の中央を流れる鬼怒川沿いに河岸を築き、江戸と下総、下野、会津方面を結ぶ水上物資輸送ルートの中継地として、また内陸の筑波、結城を含む一大商業圏を形成する水運交通の要衝として栄えた水の都であった。 (略) (目標) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を <u>35.9%</u>から <u>49.6%</u> に向上)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業 <u>5 - 1 (略)</u> 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 <u>整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</u></p>

[施設の種類]

公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・ 公共下水道 水海道市天満町、山田町、淵頭町、橋本町の各々一部
- ・ 浄化槽（個人設置型） 水海道市内全域 ただし、公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域を除く。

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成17年度～平成21年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成21年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 200 6,000m
- ・ 浄化槽（個人設置型） 5人槽 44基
7人槽 42基
10人槽 6基

新規処理人口（平成17年度以降の整備人口）

公共下水道 1,400人
浄化槽 270人

[事業費]

- ・ 公共下水道 500,000千円
(うち、国費 250,000千円)
- ・ 浄化槽（個人設置型） 35,952千円
(うち、国費 11,984千円)
- 合 計 535,952千円

[事業主体]

いずれも常総市

[施設の種類]

公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・ 公共下水道 常総市水海道天満町、水海道山田町、水海道淵頭町、水海道橋本町の各々一部
- ・ 浄化槽（個人設置型） 常総市内の旧水海道市全域 ただし、公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域を除く。

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成17年度～平成21年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成21年度

[事業費]

- ・ 公共下水道 500,000千円
(うち、国費 250,000千円)
- ・ 浄化槽（個人設置型） 147,345千円
(うち、国費 49,115千円)
- 合 計 647,345千円
(うち、国費 299,115千円)

[整備量]

- ・ 公共下水道 200 6,000m
- ・ 浄化槽（個人設置型） 5人槽 183基
7人槽 163基

(うち、国費 261,984 千円)

10人槽 30基

合計 376基

新規処理人口(平成17年度以降の整備人口)

公共下水道 1,400人

浄化槽 1,104人